

平成18年4月、本会は地域包括支援センターを 会員に加え再出発します。

今後、地域ケアの発展向上を推進する支援センター組織として
更なる事業の展開強化を目指します。

ご理解とご協力をお願いします！

平成17年度、本会は、介護保険法改正に伴って創設される地域支援事業において、在宅介護支援センターの活用を求めるとともに、在宅介護支援センターが移行しやすくなるよう地域包括支援センターの設置基準の緩和などを厚生労働省に働きかけてきました。

その結果、小規模市町村における人員配置基準（1～2名配置）の適用範囲が拡大され、また併せて、ランチとなった在宅介護支援センターに地域包括支援センター運営費の一部が支出されることが明確になり、さらに運営協議会には地域型在宅介護支援センターの福祉関係団体が参画することが望ましいとの明文化が図られました。

こうした昨年度の成果を基に、平成18年度は、在宅介護支援センターがこれまで培ってきたノウハウを失うことのないように努めるとともに、地域包括支援センターを新会員に迎える組織として再出発することにいたしました。

平成18年3月

全国在宅介護支援センター協議会 会長 黒木 隆之

地域包括支援センターに対する本会の考え方と経緯について

本会はこれまで在宅介護支援センター事業の充実と機能強化を訴え、そのための研究を重ねてきました。平成16年7月、社会保障審議会介護保険部会から、介護保険制度見直しの一環として、地域包括支援センター構想が打ち出されましたが、その内容は、本会が在宅介護支援センターに求めていた事業充実と機能強化の内容を取り込んだものでした。

しかし、同構想は、地域包括支援センターの設置や委託の条件が市町村の直接運営を前提とするに等しい厳しいものであり、さらに現実的な配慮に欠ける点が徐々に判明したため、本会は同構想の再考を求め、ついには反対表明をせざるを得なくなりました。

その後、平成17年4月と6月に、地域に根ざした在宅介護支援センターの活用を求める衆参両院における介護保険改正法にかかわる附帯決議とともに法案は成立しました。

以降、本会は介護保険制度改革に前向きに取り組まなければならないとの認識から、要望活動に専念し、

同年8月、在宅介護支援センターが移行しやすくなるよう地域包括支援センター設置基準の緩和を厚生労働省に要望しました。その結果、地域包括支援センターの小規模市町村における人員配置基準（1～2名配置）の適用範囲を、人口規模にかかわらず運営協議会が了承した場合、に拡大することができ、併せて、ランチとなった在宅介護支援センターに地域包括支援センターの運営費の一部を協力費として支出できることが明らかにされました。

また、こうした活動と並行して、本会は、今後の在宅介護支援センターが進むべき方向の選択肢などについて整理し報告書「地域支援事業における在宅介護支援センターの活用」としてまとめ、研修会などを通じて、それらの周知と理解浸透に努めてきました。

そうした経緯を経て、同年11月、本会は緊急委員会議を開催し、組織の存続と地域包括支援センターをも会員とする組織に拡大する方針を確認し、それを受け、平成18年1月、このたびの運営内規の改定を行いました。

在宅介護支援センターと本会活動の紹介

平成元年	ゴールドプランで平成11年度までに在宅介護支援センター1万か所の整備が掲げられる。 (平成17年現在約8,900か所整備)
平成2年	在宅介護支援センター制度が発足。
平成3年	本会設立。
平成6年	老人福祉法に在宅介護支援センターが老人介護支援センターとして規定される。
平成12年	介護保険法施行。同制度の実施に伴い、在宅介護支援センター事業の介護保険にかかわる部分が居宅介護支援事業として分離する。
平成16年	本会、「これからの高齢者介護における在宅介護支援センターの在り方に関する検討委員会報告」、 「在宅介護支援センター運営事業評価基準作成委員会報告」まとめる。 社会保障審議会介護保険部会が「地域包括支援センター構想」を示す。
平成17年	本会、「地域型在宅介護支援センターにおける地域ケア会議運営研究モデル事業報告」まとめる。 介護保険改正法成立。衆参両院で「地域に根ざした在宅介護支援センターの活用」等が附帯決議される。 本会、地域包括支援センターの設置基準の緩和等を求める要望書を厚生労働省に提出。 本会、「地域支援事業における在宅介護支援センターのあり方研究報告」まとめる。 来年度以降における組織の存続を確認。
平成18年	委員総会開催。地域包括支援センターを新会員に加えるため運営内規を改定。

運営内規等の改定概要

平成17年度第2回本会委員総会(平成18年1月23日開催)は、以下の運営内規、諸規定等の改定を行い4月1日から施行します。

1 運営内規の改定

「会員」に地域包括支援センターを加える。
「名称」については、適当な時期(数年内)に見直すことを付則とする。

(理由)平成18年度からの介護保険法の改正(地域支援事業・地域包括支援センター創設など)に対応するため。

2 会費規程の改定

会費年額は、地域包括支援センター2万円、在宅介護支援センター1万円とする。
(理由)従来会費は値上げせず、かつこれまでの組織活動を維持するため。

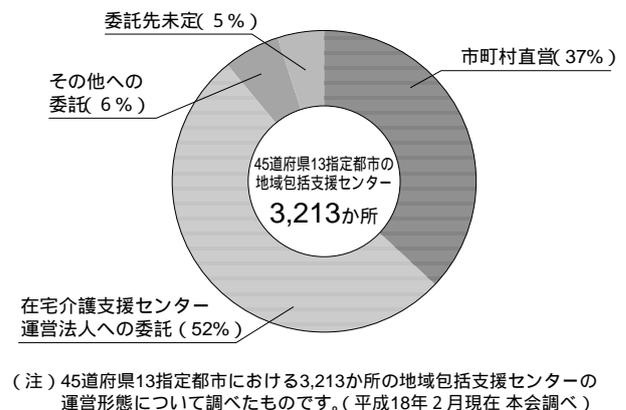
3 準会員規程の改定

「準会員」に障害者をも含む地域ケアの発展に貢献するセンターを加える。
(理由)地域ケア向上の視点、将来的な観点から必要と思われる機関、団体と連絡、連携を保持するため。

本会の主な事業(詳細はHP参照)

全国研究大会、職員研修会の開催
調査研究事業
制度の充実・拡充のための活動
全国老人福祉協議会、全国老人保健施設協会、
日本医師会、日本介護支援協会、地方自治関係団体
(全国町村会、全国市町村会等)等との連携

参考 平成18年度 地域包括支援センター設置予定状況



全国在宅介護支援センター協議会

都道府県・指定都市組織連絡先はこちらから <http://www.zaikaikyo.gr.jp/>

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 全国社会福祉協議会 高年福祉部内
電話 03-3581-6501 FAX 03-3581-6505 e-mail : zaikai@zaikaikyo.gr.jp

